

1 1 . 貨物運送取扱事業運賃料金

近畿通運業連合会（TEL 06-7670-5765）

令和 5 年 4 月 1 日現在

（１）鉄道利用運送事業コンテナ貨物運賃料金

Ⅰ．運賃料金の種別および額

１．基本運賃料金

（１）基準料率表

ア．駅託貨物または駅留貨物—第一種利用運送事業

種 別		５トンコンテナ貨物 （12 フィート）	10 トンコンテナ貨物 （20 フィート）
発送料または到着料	1 個につき	660 円	1,310 円
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。		

イ．集貨付き貨物または配達付き貨物—第二種利用運送事業

種 別			５トンコンテナ貨物（12 フィート）	10 トンコンテナ貨物（20 フィート）
発送料 または 到着料	集貨または配達 距離が 10km までの もの 1 個につ き	東京都区内および大阪市内に所在する駅	12,170 円	23,140 円
		政令指定都市（大阪市を除く）に所在する駅	10,970 円	21,090 円
		その他に所在する駅	10,380 円	19,770 円
	集貨または配達距離が 10km を超え 50km までのものは、10km までを増すごとに 1 個につき		2,770 円	5,280 円
	集貨または配達距離が 50km を超え 100km までのものは、10km までを増すごとに 1 個につき		2,280 円	4,210 円
	集貨または配達距離が 100km を超えるものは、10km までを増すごとに 1 個につき		1,690 円	3,120 円
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。			

(2) 割増および割引率表

ア. 割増率表

種 別		内 容	割増率
品 目 割 増	危 険 品	ア. 火薬類	10 割
		イ. その他（ア. 以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの）	3 割
	貴 重 品	日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの	5 割
	ば ら 物	作業困難なもの	3 割
	汚損品等	注. に掲げる貨物で作業上著しく身体衣類を汚損するものおよび身体に危害を及ぼすおそれのあるもの	3 割
	数 物	ア. 5 トンコンテナ貨物 1 個当り 350 個以上のもの	1 割
		イ. 10 トンコンテナ貨物 1 個当り 700 個以上のもの	1 割
冬季作業		A 地区 (別表の適用駅)	加算額
			5 トン (12 フィート) コンテナ貨物 : 1,200 円 10 トン (20 フィート) コンテナ貨物 : 2,180 円
		B 地区 (別表の適用駅)	加算額
			5 トン (12 フィート) コンテナ貨物 : 2,180 円 10 トン (20 フィート) コンテナ貨物 : 4,140 円

(注) (汚損品等貨物)

- a. 黒鉛、ダライ粉、かす類（水分を含んだものに限る）
- b. 鮮魚、塩魚、塩類（焼塩及び食卓塩を除きます）であって、ばらもの、同包装のもの
- c. 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル
- d. まくら木で薬品を注入したもの、パルプ（乾燥不十分のものに限る）
- e. 汚損品類（日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの）

イ. 割引率表

種 別	割引率
一貫パレチゼーション貨物	1 割
コンテナ通運デポ貨物	1 割

2. 附帯料金
附帯料金率表

種 別			料金率
貨物引換証料	発送、到着ごとに1通	1通につき	520～ 530 円
品代金取立料	発送、到着ごとに1個につき	10,000 円まで	610 円
		10,000 円をこえるものは、10,000 円までを増すごとに	350 円
着払手数料	発送、到着ごとに1個につき	30,000 円まで	690 円
		30,000 円をこえるものは、5,000 円までを増すごとに	100 円
移送料	30 メートルをこえるものにつき 30 メートルまでを増すごとに	5 トンコンテナ貨物 1 個につき	1,000～ 1,010 円
		10 トンコンテナ貨物 1 個につき	1,980～ 1,990 円
保管料	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物料金表のコンテナ保管料によります。		
指図手数料	1 件につき		610 円
証明書発行手数料	1 通につき		520～530 円

3. 消費税及び地方消費税の料金への加算
運賃料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて加算します。

II. 運賃料金の適用方

(適用範囲)

1. この運賃料金は、コンテナ貨物を鉄道を利用して運送する業務および附帯する業務を行う場合に適用します。

(運賃料金の種別)

2. 基本料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
 - (1) 第一種利用運送事業の発送料または到着料は、鉄道への託送または鉄道から受け取る場合に適用します。
 - (2) 第二種利用運送事業の発送料は、発駅において取扱、集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱、配達 of 各業務を行う場合に適用します。
 - (3) 鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に対して適用します。

(運賃料金の割増)

3. 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 品目割増

貨物が割増品目に該当する場合に、発送料および到着料に対して品目割増を適用します。
この場合、貨物の品目は原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。

(2) 冬季作業割増

別紙(冬季作業割増)に定められた適用駅において、集貨または配達の業務を行うもので、12月1日から翌年3月13日までに受託する貨物に対し、それぞれ所定の割増額を加算します。

(運賃料金の割引)

4. 運賃料金の割引の適用方は、次のとおりとします。

(1) 一貫パレチゼーション貨物割引

一貫パレチゼーション貨物の割引は、荷主庭先において、荷主の保有する荷役機械によりパレットに積載された貨物のコンテナへの取入れまたはコンテナからの取出し作業をおこな

う場合に限り、発送料または到着料に対して適用します。

(2) コンテナ通運デポ扱貨物割引

日本貨物鉄道株式会社の貨物運送約款に掲げるコンテナ通運デポ扱のものについては、発送料または到着料に対して適用します。

(運賃料金計算の基礎)

5. 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。

(1) 集配距離

集配距離は、駅構内の積卸場所と、荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。

(2) 取扱駅適用の特例

川崎貨物、梶ヶ谷貨物ターミナル、新座貨物ターミナルおよび越谷貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が、東京都区内となるものについては、東京都区内に所在する駅に適用される料率によります。また大阪貨物ターミナル駅及び吹田貨物ターミナル駅の各駅に発着するコンテナ貨物で集貨及び配達先が大阪市内となるもの、ならびに大阪市内を通過するものについては大阪市内に所在する駅に適用される料率によります。

(3) 政令指定都市

政令指定都市とは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定された都市をいいます。

(4) 鉄道運賃料金

鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(運賃料金の計算方)

6. 運賃料金の計算方は次によります。

(1) 運賃料金は、コンテナ貨物 1 個ごとに計算します。

(2) 第一種利用運送事業の運賃料金および第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料および到着料と鉄道運賃料金を合算したものとによります。

ただし、第二種利用運送事業において集貨または配達の各業務のいずれかをおこなわない場合には、発送料または到着料を低減します。

(3) 発送料および到着料の計算方は、次によります。

ア. 基準料率表の発送料または到着料については、10 パーセント以内増減したものとにより計算することができます。

イ. 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額（端数処理をおこなわない金額）に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額を加減して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。

ウ. 冬期作業割増を除く割増率で、2 種以上の割増率が重複する場合は、相互に合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。

エ. 割増率の異なる貨物を積載している場合（割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む。）は、そのうちの最も高い割増率によります。

オ. 2 種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。

カ. 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率とを相互に加減した後、イ. により計算をおこないます。

キ. 前各号により計算した金額の 100 円未満の端数は、100 円に切り上げます。

(4) 鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(実費負担)

7. 貨物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合または特別の負担、もしくは特別の作業（異種の運搬具を併用する場合を含む）を求められた場合は、実費によります。

(附帯料金の種別)

8. 附帯料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 貨物引換証料

貨物引換証の発行の依頼をうけたコンテナ貨物について適用します。

(2) 品代金取立料

品代金取立の依頼をうけたコンテナ貨物について適用します。

(3) 着払手数料

運賃料金の支払が着地払となるコンテナ貨物について適用します。

(4) 移送料

集貨、配達または入出庫に関連して移送作業を行う場合に適用します。なお、移送距離は車側または倉庫の戸口をもって、起点または終点とします。

(5) 保管料

コンテナ貨物の託送前または到着後に保管を依頼された場合に適用します。なお、計算日数は次によります。

ア．発送貨物は、貨物を受取った日から発送した日の前々日までの日数

イ．到着貨物は、貨物が到着した日の翌々日から荷受人に貨物を引渡した日までの日数

(6) 指図手数料

コンテナ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼を受けた場合に適用します。

(7) 証明書発行手数料

配達証明書等、証明書の発行の依頼を受けた場合に適用します。

(附帯料金の計算方)

9. 附帯料金の計算方は、次によります。

(1) 附帯料金は、附帯料金率表により発送・到着ごとに計算します。

ただし、移送料については、所定料金率を 10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。

(2) 附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げます。

(3) 荷造り、仕分け、入出庫その他の業務に対しては、実費によります。この場合における実費は類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

(消費税及び地方消費税の運賃料金への加算方)

10. 消費税及び地方消費税の加算は、次によります。

(1) 運賃料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて加算します。

(2) 前号により計算した金額の 1 円未満の端数は、1 円単位に四捨五入します。

(その他)

11. この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については法令に反しない範囲内で、当事者の取決めまたは慣習によります。

別表
冬季作業割増

都道府県名	適用駅名	地区 区分
北 海 道	苫小牧貨物、東室蘭、函館貨物	A
	帯広貨物、音別、釧路貨物、中斜理オフレールステーション、 名寄オフレールステーション、北旭川、北見、滝川、 小樽築港オフレールステーション、札幌貨物ターミナル、富良野、	B
青 森	八戸貨物、東青森、弘前	B
岩 手	水沢、盛岡貨物ターミナル	B
宮 城	仙台貨物ターミナル、岩沼、石巻港、仙台港、仙台西港、 古川オフレールステーション	A
福 島	郡山貨物ターミナル、東福島オフレールステーション、小名浜	A
	会津若松オフレールステーション	B
秋 田	秋田貨物、横手オフレールステーション、大館	B
山 形	山形オフレールステーション、酒田港	A
新 潟	新潟貨物ターミナル	A
	黒井、柏崎オフレールステーション、中条オフレールステーション、南長岡、 青海オフレールステーション	B
長 野	北長野、南松本、岡谷オフレールステーション	A
富 山	富山貨物、高岡貨物	A
石 川	金沢貨物ターミナル	A
福 井	南福井、敦賀港新営業所	A
鳥 取	湖山オフレールステーション、伯耆大山	A
島 根	東松江新営業所	A